

第2期堺市消費者基本計画(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方
○第2章 計画策定の背景		
1	<p>「(4) 第1期堺市消費者基本計画における取組と課題」について (P.21～23)</p> <p>前の計画を重点課題別に検証、評価され、課題として明確にされていることは大いに評価される。ただ、課題として記述されるに到った根拠をデータの数値をもとに説明されていれば、市民にとってわかりやすかったのではないかと考える。</p> <p>(同趣旨のご意見 総計2件)</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、別紙のとおり修正します。(別紙の【修正箇所①】、【修正箇所②】、【修正箇所③】を参照)</p>
○第3章 計画の基本的な考え方		
2	<p>「(1) 消費者の権利の尊重～消費生活の安全・安心の確保～」について (P.24)</p> <p>「表示等の適正化」を重点施策とすることを要望する。平成27年4月に「食品表示法」が施行された。これまでのJAS法・食品衛生法・健康増進法に分かれていた義務表示を1つにまとめたものであり、様々な変更点が挙げられる。また、あわせて「機能性表示食品」制度も導入され、「特定保健用食品」「栄養機能食品」を含めた機能性の表示が増えたこともあり、一言に「食品表示」と言っても消費者にとってはとても分かりにくいものとなっている。第2期基本計画では、この分野も重点施策とし、事業者への監視指導はもちろん、消費者への啓発・広報も大変重要だと考える。</p> <p>(同趣旨のご意見 総計3件)</p>	<p>ご意見のとおり、近年、食品表示に関する制度は大きく変化しており、消費者へ適切に伝えることは重要です。第2期基本計画(案)においては、このような啓発・広報を含む「消費者教育」を重点施策と位置付けており、その中で推進してまいります。</p> <p>また、事業者への監視指導等を含む「表示等の適正化」を重点施策とはしておりませんが、食の安全の確保に向けた取り組みについては、消費者行政部局、食品衛生部局等の庁内関係部局間で連携して推進してまいります。</p>
3	<p>「(2) 消費者の自立の支援等」について (P.24)</p> <p>消費者の知識不足により、被害に陥るリスクが高まっていることを踏まえ、被害報告など、インターネット上の情報公開は迅速であるが、被害を受けやすい高齢者等には、伝わらないと思うので、あらゆる情報源、例えばローカルラジオや広報誌や自治会の回覧板などで、わかりやすく見やすい情報の提供を望む。</p>	<p>ご意見のとおり、消費者被害の防止のためには、効果的な情報提供が不可欠です。第2期基本計画(案)では、P.70の「広報紙、ホームページによる情報提供や効果的な情報提供方法の拡充」にも記載していますが、様々な層の消費者に的確に情報を届けるため、これまでの取組に加え、より効果的な情報提供方法の拡充を図ることとしております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後事業を推進していくにあたり、参考とさせていただきます。</p>

第2期堺市消費者基本計画(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方

4	<p><u>「1 計画の基本的方向」について (P. 24)</u></p> <p>「1 計画の基本的方向」の中に、第5章1消費者教育の推進の意義に記載されている「消費者市民社会」を記載してはどうか。特に、「消費者教育の推進に関する法律」では、「消費者教育」及び「消費者市民社会」の重要性が定義され、この法律をもとにして各行政の消費者教育の推進がなされると考えるからである。</p> <p>(同趣旨のご意見 総計2件)</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、別紙のとおり修正します。(別紙の【修正箇所④】を参照)</p>
5	<p><u>「3 計画の指標」の「①【訪問販売を望まない消費者のうち、訪問販売お断りシールを張っている人の割合】」について (P. 27)</u></p> <p>消費者の多くが訪問販売を望んでいないので、市作成の訪問販売お断りシールを、広く読まれている広報さかいに付けて、配布してはどうか。手製のシールでは、意味がないように感じる。</p> <p>同時に訪問販売の形態を厳しくして頂きたい。</p>	<p>堺市では、望まない訪問販売による消費者被害を防ぐため、訪問販売お断りシールを作成し、その普及を図っています。第2期基本計画(案)では、普及率の向上を指標として設定しており、より一層の周知・配布を図ることとしています。いただいたご意見につきましては、今後事業を推進していくにあたり、参考とさせていただきます。</p> <p>また、訪問販売による消費者トラブルが多く寄せられていることから、悪質な事案に対しては、国や大阪府等の関係機関と連携して、指導等に取り組んでまいります。</p>
<p>○第4章 計画推進のための施策</p>		
6	<p><u>「消費者団体との連携の促進」について (P. 38～39)</u></p> <p>「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が制定され、特定適格消費者団体が消費者の財産的被害を集団的に回復するための裁判手続を迫行することができる制度が創設された。この制度は消費者被害の救済にとって極めて重要である。今後、制度の周知をはじめ、特定適格消費者団体と消費者行政機関との連携を図ってほしい。なお、注釈に「10月～12月施行予定」とあるが、制度の施行は10月1日である。</p>	<p>ご意見のとおり、当該制度は消費者被害の救済にとって非常に重要であると考えています。第2期基本計画(案)の「消費者団体との連携の促進」においては、適格消費者団体や特定適格消費者団体を含む趣旨で「消費者団体」と記載しており、今後、消費者への制度の周知等、連携を図ってまいります。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、P. 38の注釈に記載している当該制度の施行日につきましては、「平成28年10月1日施行」に修正します。</p>

第 2 期堺市消費者基本計画(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方

○第 5 章 消費者教育推進計画		
7	<p>「第 5 章 消費者教育推進計画」について (P. 45～)</p> <p>「消費者教育の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、「消費者教育推進計画」として章立てて記載されている内容については大いに評価し、期待している。一方で、「消費者教育推進計画」を独立させて策定できないか。毎年検証、評価し、実効性のある改善策を検討、実施をしていくためにも、「消費者教育推進計画」として独立させることが望ましいと考える。 (同趣旨のご意見 総計 2 件)</p>	<p>第 2 期基本計画(案)においては、「消費者の権利の尊重」、「消費者の自立の支援等」、「消費者被害の救済」、「消費者教育推進計画」の 4 つを計画の基本的方向として設定しています。これら 4 つの方向性は完全に独立したものではなく、一体的・総合的に推進していくべきものであると考えています。</p> <p>そのため、「消費者教育推進計画」については、独立した計画として策定するのではなく、他の消費者施策と一体的な計画として策定することが適当であると考えます。</p> <p>なお、第 6 章に記載していますが、計画の検証・評価・改善については、毎年度しっかりと実施してまいります。</p>
8	<p>「小学校、中学校、高校等」の【主な取組】について (P. 68)</p> <p>「HP」という文言が使われているが、他の箇所と同じように「ホームページ」とした方が分かりやすいのではないかと。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「ホームページ」という表現に修正します。(P. 68 の【主な取組】2 番目の項目)</p>
9	<p>「② 地域社会における消費者教育の推進」について (P. 69～71)</p> <p>「3 消費者教育の推進内容 (1) ②地域社会における消費者教育の推進」について、情報提供の有効な手段として、地域における新たな仕組みを構築することを追記してはどうか。堺区でとりくまれている「見守りネット」の仕組みを活用するなど、消費者被害を未然に防止する啓発や広報をすすめる新たな仕組みを構築し、堺区で実験、市内全域で展開していくことはできないか。 (同趣旨のご意見 総計 2 件)</p>	<p>消費者被害の未然防止のためには、効果的な情報提供が不可欠です。ご意見のとおり、そのためには関係機関や地域の方々と連携した取組を推進していくことが重要だと考えています。</p> <p>第 2 期基本計画(案)では、「高齢者支援ネットワーク会議を通じた消費者被害の未然防止・救済 (P. 70)」や「地域における消費者教育・啓発活動や見守り活動の担い手育成 (P. 73)」をはじめ、新たな仕組みづくりのための事業を推進することを記載しています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後事業を推進していくにあたり、参考とさせていただきます。</p>
○ 計画全体		
10	<p>堺市の有権者 65 万人の個人情報が入る市の職員により持ち出され公開されるという事件が起きた。 如何に個人情報の流失が事件に繋がる可能</p>	<p>この度は、市民の皆様の個人情報を外部に流出させるという、あってはならない事態を招き、皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。</p>

第2期堺市消費者基本計画(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方

<p>性があり人生を変える事もあるかを把握して、管理する上で如何にセキュリティーを構築するかということや、それに携わる者の管理体制等々を検証し、基本計画に生かす事が重要。</p>	<p>消費者行政においても、消費生活相談をはじめとした業務を通じて、多くの個人情報や事業者情報を取り扱います。基本計画の推進にあたっては、情報の安全管理を徹底してまいります。</p>
---	---